

準学校法人の設立に関する主な審査基準

区分	基 準		
施設及び設備の整備に関する経費	・原則として自己資金		
完成年度までの 経常経費 (①～④のいずれか)	・原則として借入金を充てないこと		
	①	校地及び校舎を 所有する場合	・開設年度の経常経費に相当する額の自己資金
	②	校地又は校舎を 借用する場合	・開設年度の経常経費に相当する額の自己資金 プラス ・修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料に 相当する自己資金
	③	校地及び校舎を 借用する場合	・年間経常経費に相当する額×修業年限分の自己 資金
	④	②又は③のうち 学校に相当する 施設を修業年限の 2倍以上の期間 運営実績がある 場合	・開設年度の経常経費に相当する額の自己資金 プラス ・1年間分の賃借料に相当する自己資金
法人の非営利性	・生徒等から受け入れる授業料等の総額は、教職員人件費・生徒等諸費・ 教育用備品費の総額のおおむね1.5倍の範囲内 ・財産の寄附者や役員等への給与その他の合計額は、教職員その他の者 に対して支給する給与・報酬のおおむね2割の範囲内 ・校務を担当しない非常勤の役員は報酬を受けないこと ・学校の施設には教育目的以外の施設が含まれていないこと		

県基準：埼玉県準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に係る審査基準

専修学校の設置に係る主な審査基準

	区分	国基準(専修学校設置基準)	県基準*
1	性格	最 低 基 準	
2	授業時数及び単位数	専門課程の学科(通信制の学科を除く。)の単位数は当該学科の修業年限×31単位数以上 ※夜間等学科の単位数は修業年限×17単位数以上(31単位を下回る場合は31単位以上) 高等課程及び一般課程の昼間学科の授業時数は年間800単位時間以上 ※夜間等学科の授業時数は年間450単位時間以上	—
3	生徒等の数	1学級40人以下	・総定員80人以上 ・課程ごとの同時に授業を受ける総定員は分野ごとに40人以上
4	教職員	・教員数は学科の属する分野及び当該分野における総定員数に応じて定められた算式により求められた数。 そのうち半数以上は基幹教員(少なくとも3人以上)	通信制学科) ・専任教員を配置 ・教育活動に係る責任者を配置 ・サテライト施設には常駐の管理責任者を配置
5	校地	校舎保有に必要な面積 (目的に応じ、運動場など必要な施設の用地)	—
6	校舎	・課程、分野、総定員に応じて定められた算式により求められた面積 ・目的、生徒等の数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附帯施設 ・なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備える ・目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保	・図書室、保健室を設置 ・講義室) 同時に授業を行う学級数と同数以上、面積は生徒等1人当たり1.32㎡以上確保。 ・便所) 男子用:50人につき 大便器1、小便器2以上 女子用:30人につき大便器1以上
7	設備	・目的、生徒等の数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備える ・夜間学科＝適当な照明設備	—
8	校地・校舎の位置	教育上及び保健衛生上適切なものであること。	原則 校舎は同一敷地内 例外①市街化区域内で、以下のア～ウを全て満たし、生徒等への教育の提供が安全かつ確実に実施されるときは、同一敷地でなくても可 ア 各校舎が道のりで互いに概ね500m以内 イ 交通状況などを踏まえ、校舎間の移動の安全が確保 ウ 全ての校舎について一体的管理が可能 例外②サテライト施設(通信制学科用)
9	基本財産	—	原則 自己所有で負担付きでないこと 例外① 次のすべてを満たす場合は借用でも可 ア 長期にわたり安定して使用できる条件を具備し、教育に支障を生ずるおそれがないことが確実 イ 20年以上の地上権又は賃借権の設定及び登記(公正証書による契約でも可) 例外② 次のすべてを満たす場合は抵当権設定可 ア 専修学校・各種学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。 イ 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付けによる担保であること。 ウ 前号の担保に関する適正かつ実行可能な償還計画があること。 ※区分所有の場合は条件を満たす場合可
10	資金	—	【設置経費】原則として全額自己資金 ※当該校の教育に支障がないことが確実である場合は、設置経費の30%以下は借入金でも可 【その他】開設年度の経常経費相当額(校地・校舎借用の場合は加算あり)の自己資金の保有が確実であること

県基準: 埼玉県私立専修学校設置認可に係る審査及び手続に関する基準
埼玉県準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に係る審査基準

各種学校の設置に係る主な審査基準

	区分	国基準(各種学校規程)	県基準*
1	性格	最 低 基 準	
2	授業時数	年間680時間以上 ※修業期間3月以上1年未満:修業期間に準ずる	—
3	生徒数	1学級40人以下	生徒総定員80人以上
4	教員	・教員数は課程及び生徒数に応じた必要数(少なくとも3人以上)。	・教員数は生徒40人を超えるごとに1人を増加するものとし、その半数以上は専任。 ・(外国人学校)同時に授業を行う学級数を下回らない数とし、その半数以上は専任。
5	校地	校舎保有に必要な面積 (目的に応じ、運動場など必要な施設の用地)	—
6	校舎	・面積は115.70㎡以上で、かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.31㎡以上 ・教室、管理室、便所その他必要な施設を備える ・課程に応じ、実習場その他の必要な施設を確保	・教室、職員室、事務室、休養室、便所及びその他学校の種類に応じた必要な施設を設置 ・教室) 同時に授業を行う学級数と同数、面積は生徒1人当たり1.32㎡以上確保。 ・便所) 男子用:50人につき 大便器1、小便器2以上 女子用:30人につき大便器1以上
7	設備	・課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の工具、教具、図書その他の設備を備える ・夜間授業あり=適当な照明設備	
8	校地・校舎の位置		原則 校舎は同一敷地内 例外 市街化区域内で、以下のア～ウを全て満たし、生徒への教育の提供が安全かつ確実に実施されるときは、同一敷地でなくても可 ア 各校舎が道のりで互いに概ね500m以内 イ 交通状況などを踏まえ、校舎間の移動の安全が確保 ウ 全ての校舎について一体的管理が可能
9	基本財産	—	原則 自己所有で負担付きでないこと 例外① 次のすべてを満たす場合は借用でも可 ア 長期にわたり安定して使用できる条件を具備し、教育に支障を生ずるおそれがないことが確実 イ 20年以上の地上権又は賃借権の設定及び登記(公正証書による契約でも可) (外国人学校)20年→10年に緩和 例外② 次のすべてを満たす場合は抵当権設定可 ア 専修学校・各種学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。 イ 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付けによる担保であること。 ウ 前号の担保に関する適正かつ実行可能な償還計画があること。 ※区分所有の場合は条件を満たす場合可
10	資金	—	【設置経費】原則として全額自己資金 ※当該校の教育に支障がないことが確実である場合は、設置経費の30%以下は借入金でも可 【その他】開設年度の経常経費相当額(校地・校舎借用の場合は加算あり)の自己資金の保有が確実であること (外国人学校)開設年度の4分の1に相当する現金、預金等の保有で可

県基準: 埼玉県私立各種学校設置認可に係る審査及び手続に関する基準

外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校設置認可に係る審査及び手続に関する基準

埼玉県準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に係る審査基準

* 外国人学校=①満3歳以上の児童・生徒対象②教育課程について本国政府又は公的機関等による指定若しくは認証等を得ている学校

※留学生や就学生を主に対象としている教育施設を除く

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

[改正沿革]

平成六年六月二十一日文部省令第十四号
平成十年十一月十七日文部省令第三十八号
平成十一年十月二十五日文部省令第四十七号
平成十二年十月三十一日文部省令第五十三号
平成十四年三月二十九日文部科学省令第十八号
平成十五年三月三十一日文部科学省令第十五号
平成十六年六月二十一日文部科学省令第三十四号
平成十七年九月九日文部科学省令第四十号
平成十八年三月一日文部科学省令第一号
平成十九年十月三十日文部科学省令第三十四号
平成十九年十二月二十五日文部科学省令第四十号
平成二十四年三月三十日文部科学省令第十四号
平成二十九年十月三十一日文部科学省令第三十九号
令和四年六月二十日文部科学省令第二十号
令和五年二月二十八日文部科学省令第五号
令和七年八月二十八日文部科学省令第二十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二、第八十二条の六、第八十二条の七及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 組織編制（第二条—第七条）
- 第三章 教育課程等
 - 第一節 通則（第八条—第十五条）
 - 第二節 高等課程及び一般課程の教育課程等（第十六条—第二十八条）
 - 第三節 専門課程の教育課程等（第二十八条の二—第二十八条の五）
 - 第四節 通信制の学科の教育課程等（第二十九条—第三十八条）
- 第四章 教員（第三十九条—第四十三条）
- 第五章 施設及び設備等（第四十四条—第五十二条）
- 附則
 - 第一章 総則（趣旨）

第一条 専修学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第二章 組織編制

（教育上の基本組織）

第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

（学科）

第三条 基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条 前条第一項の規定により基本組織に置かれる学科は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- 一 昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）

二 夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）

三 通信による教育を行う学科（以下「通信制の学科」という。）

- 2 通信制の学科は、昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織において、当該昼間学科又は夜間等学科と同一の専攻分野であつて、通信による教育によつて十分な教育効果が得られるものについて置くことができる。

第五条 削除

（同時に授業を行う生徒等）

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒等を合わせて授業を行うことができる。

第三章 教育課程等

第一節 通則

（授業科目）

第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

- 2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

- 3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を^{かん}涵養するよう適切に配慮しなければならない。

- 4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

（単位時間）

第九条 専修学校の高等課程及び一般課程の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

- 2 前項の規定は、専修学校の専門課程の通信制の学科における第二十九条に規定する対面授業について準用する。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が専修学校の定めるところにより他の専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単位を与えることができる。

- 4 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第二項の規定により当該専門課程において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門課程の全課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

- 5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行つてると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つてると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について、それぞれ準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第十二条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項及び前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位（第十五条第二項及び第三項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専修学校に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合に準用する。

5 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する学修を、当該専門課程に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単位を与えることができる。

6 前三項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において修得した単位以外のものについては、第十条第二項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により与えることができる単位数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

（授業の方法）

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 専修学校の高等課程又は一般課程にあつては、前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程にあつては、第一項の授業の方法により修得する単位数は、専修学校の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

（昼夜開講制）

第十四条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

（科目等履修生等）

第十五条 専修学校の高等課程及び一般課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができる。

3 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修する者に対し、単位を与えることができる。

第二節 高等課程及び一般課程の教育課程等

（高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第十六条 高等課程及び一般課程の昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 高等課程及び一般課程の夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

（高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件）

第十七条 高等課程及び一般課程の昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 高等課程及び一般課程の夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあっては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

（授業時数の単位数への換算）

第十八条 専修学校の高等課程における生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 削除

(学年による教育課程の区分を設けない昼間学科及び夜間等学科の授業時数及び単位数)

第二十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科(学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けないものをいう。以下同じ。)のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数及び単位数は、八百単位時間以上であり、かつ、二十三単位以上とする。

2 第十六条第二項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数及び単位数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、十三単位以上とする。

(多様な授業科目の開設等)

第二十一条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第二十二条 学年による教育課程の区分を設けない学科においては、一の授業科目を履修した生徒(第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。)に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第二十三条 学年による教育課程の区分を設けない学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

(履修科目の登録の上限)

第二十四条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第二十五条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該学年による教育課程の区分を設けない学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校における授業科目を履修する者)

第二十六条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者その他の生徒以外の者に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了要件)

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が二十三単位を下回る場合にあっては、二十三単位)以上を修得することとする。

(学年による教育課程の区分を設けない学科に係る読替え)

第二十八条 学年による教育課程の区分を設けない学科に係る第十条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条第一項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」とあるのは「履修により修得したものと」と、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「第二十八条の規定により読み替えて適用する前項の規定により与える」と、「前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により当該高等課程において修得したものと」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とし、第十二条第二項の規定は、適用しない。

第三節 専門課程の教育課程等

(専門課程の単位数)

第二十八条の二 専門課程の学科（通信制の学科を除く。以下この節において同じ。）の単位数は、当該学科の修業年限の年数にわたり、三十一単位数以上とする。

（専門課程の学科における全課程の修了要件）

第二十八条の三 専修学校の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、三十一単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

2 専修学校の夜間等学科における全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあっては、三十一単位）以上を修得することとする。

（各授業科目の単位数）

第二十八条の四 専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第二十八条の五 第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、専門課程の学科を置く専修学校に、第二十二条の規定は専修学校の専門課程の学科に準用する。この場合において、第二十二条及び第二十六条中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第二項」と、「履修する者」とあるのは「履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。

第四節 通信制の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間（専門課程の通信制の学科にあっては、修業年限の年数にわたり百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第三十一条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第三十四条 第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条の規定は専修学校の通信制の学科に、第二十三条の規定は専修学校の高等課程又は一般課程の

通信制の学科に、第二十八条の四の規定は専修学校の専門課程の通信制の学科に準用する。この場合において、第二十二条及び第二十六条中「第十五条第一項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、「履修する者」とあるのは「履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第二十三条第二項及び第二十八条の四第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- 一 高等課程又は一般課程 三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。
- 二 専門課程 四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第二十八条の四第二項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること
 - イ 高等課程又は一般課程 十三単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）
 - ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあつては、三十一単位）
- 二 百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

(高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る第十条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条第一項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」とあるのは「履修により修得したものと」と、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「第三十八条の規定により読み替えて適用する前項の規定により与える」と、「前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により当該高等課程において修得したものと」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とし、第十二条第二項の規定は、適用しない。

第四章 教員

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第三項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。
- 3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。
- 4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。
- 5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第四十条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は基幹教員でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は三人を下回ることができない。
- 3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。
- 4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。
- 5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。
（組織的な研修等）

第四十条の二 専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
（教員の資格）

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限（専修学校の専門課程及び専攻科を修了した場合にあつては、これらの修業年限を合算したもの。次条第二号において同じ。）と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。）を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位（学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第三号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 前条各号のいずれかに掲げる者
- 二 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者
- 三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 四 学士の学位を有する者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 前二条各号のいずれかに掲げる者
- 二 高等学校又は中等教育学校卒業後、四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第五章 施設及び設備等

（位置及び環境）

第四十四条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（校地等）

第四十五条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。
2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

(校舎等)

第四十六条 専修学校の校舎には、目的、生徒等の数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの 別表第二イの表により算定した面積

二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第四イの表により算定した面積

二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

(設備)

第四十九条 専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第五十条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第五十一条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(名称)

第五十二条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附 則

1 この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の総定員が四十人であり、かつ、第三十九条第二項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数に二人とすることができる。

3 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第四十一条から第四十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事が認めたときは、専修学校の教員となることができる。

4 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第四十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二の表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則 （平成六年六月二日文部省令第一四号）

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年十一月一七日文部省令第三八号） 抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月二五日文部省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一四年三月二九日文部科学省令第一八号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三十一日文部科学省令第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日文部科学省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月一日文部科学省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第一百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三〇日文部科学省令第一四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年一〇月三十一日文部科学省令第三九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年六月二〇日文部科学省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年二月二八日文部科学省令第五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の改正規定、第四十条の改正規定及び附則第二項の改正規定（「専任の教員」を「基幹教員」に改める部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第二条 令和六年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

（教員に関する経過措置）

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に設置されている専修学校に対する改正後の専修学校設置基準第三十九条及び第四十条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的の変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校については、この省令による改正後の専修学校設置基準の規定を適用する。

附 則 （令和七年八月二八日文部科学省令第二一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条による改正後の学校教育法施行規則第一百五十五条第二項第四号、第一百七十七項第四号、第一百八十三条の二第一項及び第三項、第一百八十三条の三、第一百八十六条並びに第一百八十六条の三の規定、第二条による改正後の専修学校設置基準第九条、第十条第二項、第十一条第三項及び第四項、第十二条第三項から第六項まで、第十三条第二項及び第三項、第十六条、第十七条、第十九条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）から第二十五条まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七条並びに第三十八条の規定、第六条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の二第二項第三号ロ及び別表の規定並びに第八条による改正後の大学等の修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第二号ロ、別表第一及び別表第二の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 （令和八年三月九日文部科学省令第七号）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの 総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から六百人まで 六百一人以上	3 $3 + ((\text{総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{総定員} - 200) / 50)$ $14 + ((\text{総定員} - 600) / 60)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から四百人まで 四百一人以上	3 $3 + ((\text{総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{総定員} - 200) / 50)$ $10 + ((\text{総定員} - 400) / 60)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人以上	3 $3 + ((\text{総定員} - 80) / 40)$ $6 + ((\text{総定員} - 200) / 60)$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。
- 二 一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に属する一又は二以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数
 - ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
 - ロ 科目等履修生等（第十五条第一項又は第二項の規定により授業科目を履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒及び学生以外の者をいう。以下同じ。）を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの 総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	260 $260 + 3.0 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	200 $200 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	130 $130 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	130 $130 + 2.3 \times (\text{総定員} - 40)$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ）。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
 - ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	180 $180 + 3.0 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	140 $140 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	110 $110 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	100 $100 + 2.3 \times (\text{総定員} - 40)$

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から八百人まで 八百一人から千七百人まで 千七百一人以上	3 $3 + ((\text{総定員} - 80) / 60)$ $5 + ((\text{総定員} - 200) / 75)$ $13 + ((\text{総定員} - 800) / 90)$ $23 + ((\text{総定員} - 1700) / 105)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から六百五十人まで 六百五十一人から千三百七十人まで 千三百七十一人以上	3 $3 + ((\text{総定員} - 80) / 60)$ $5 + ((\text{総定員} - 200) / 75)$ $11 + ((\text{総定員} - 650) / 90)$ $19 + ((\text{総定員} - 1370) / 105)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から千百人まで 千百一人以上	3 $3 + ((\text{総定員} - 80) / 60)$ $5 + ((\text{総定員} - 200) / 90)$ $15 + ((\text{総定員} - 1100) / 105)$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
 - ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合
 - ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	260 $260 + 1.8 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	200 $200 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	130 $130 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	130 $130 + 1.4 \times (\text{総定員} - 80)$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ）。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
 - ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）
 - イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合
 - ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	180 $180 + 1.8 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	140 $140 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	110 $110 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	100 $100 + 1.4 \times (\text{総定員} - 80)$

昭和三十一年文部省令第三十一号
各種学校規程

学校教育法第八十三条第四項及び第八十八条の規定に基き、各種学校規程を次のように定める。

(趣旨)

第一条 各種学校に関し必要な事項は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

(水準の維持、向上)

第二条 各種学校は、この省令に定めるところによることはもとより、その水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

(修業期間)

第三条 各種学校の修業期間は、一年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、三月以上一年未満とすることができる。

(授業時数)

第四条 各種学校の授業時数は、その修業期間が、一年以上の場合にあつては一年間にわたり六百八十時間以上を基準として定めるものとし、一年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。

(生徒数)

第五条 各種学校の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。

2 各種学校の同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

(入学資格の明示)

第六条 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によつて明示しなければならない。

(校長)

第七条 各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

(教員)

第八条 各種学校には、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を置かなければならない。ただし、三人を下ることができない。

2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

3 各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。

(位置及び施設、設備)

第九条 各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。

- 2 各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。

第十条 各種学校の校舎の面積は、百十五・七〇平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり二・三一平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。
- 3 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。
- 4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第十一条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。

- 2 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、つねに補充し、改善されなければならない。
- 3 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(名称)

第十二条 各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、課程にふさわしいものでなければならない。

(標示)

第十三条 各種学校は、設置の認可を受けたことを、公立の各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事の定めるところにより標示することができる。

(各種学校の経営)

第十四条 各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行われなければならない。

- 2 各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に存する各種学校については、第六条、第七条、第八条第二項及び第三項、第十三条並びに第十四条の規定を除くほか、当分の間、なお、従前の例による。

附 則 (昭和四十一年三月三十一日文部省令第一五号)

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二十九日文部科学省令第一九号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二一日文部科学省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

埼玉県準学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に係る審査基準

埼玉県所轄の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という。）の設立に係る寄附行為認可及び寄附行為変更認可については、法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

第1 準学校法人の寄附行為を認可する場合

1 立地条件について

専修学校又は各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。

2 施設及び設備について

- (1) 校地及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されるものであること。
- (2) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該専修学校又は各種学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- (3) 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、原則として、全額自己資金であること。ただし、当該専修学校又は各種学校の教育に支障がないことが確実と認められる場合に限り、設置経費の30パーセント以下については、借入金によることができる。
- (4) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。
- (5) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等については算入しないものとする。

3 経営に必要な財産について

- (1) 設置経費のほか、原則として、専修学校又は各種学校の開設年度の経常経費に相当する額の自己資金を準学校法人の設立時までに保有することが確実な状態にあること。なお、この場合において第1の2の(4)及び(5)を準用すること。
- (2) 前項の規定に関わらず、校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用とする場合には、次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、設置者が学校法人であって、当該学校法人の設立後、設置予定日時点において設置しようとする専修学校または各種学校の修業年限（複数の修業年限がある場合は最長の修業年限とする。以下同じ。）の2倍以上の年数が経過する学校法人にあっては、開設年度の経常経費に相当する額並びに当該校地及び校舎又は校地若しくは校舎に係る1年間の賃借料に相当する自己資金を準学校法人の設立時までに保有することが確実な状態にあることで足りる。

ア 校地及び校舎を借用する場合

年間経常経費に相当する額の修業年限分以上に相当する自己資金を準学校法人の設立時までに保有することが確実な状態にあること。

イ 校地又は校舎を借用する場合

開設年度の経常経費に相当する額及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料に相当する自己資金を準学校法人の設立時までに保有することが確実な状態にあること。

- (3) 前項ただし書きの規定は、設置予定日時点において設置しようとする専修学校又は各種学校（以下、本項において「設置予定専修学校等」という。）の修業年限の2倍以上の年数を校地及び校舎又は校地若しくは校舎を借用した状態において設置予定専修学校等と同程度以上の生徒又は学生（以下、「生徒等」という。）の数及び教職員数をもって教育の用に供する施設（設置予定専修学校等以外の教育の用に供する施設を含み、学校設置認可の有無を問わない。以下「教育施設」という。）を運営している学校法人以外の者が、学校法人を設立し、かつ、専修学校又は各種学校の設置の認可を受けようとする場合について準用する。
- (4) 前項の場合においては、次のいずれかを満たしていなければならない。
- ア 既に借用した状態で運営している教育施設を運営する者が法人である場合には、設立しようとする学校法人の理事長には、当該教育施設を運営する法人の代表者が就任し、かつ、理事長を除く理事の半数以上に、当該法人の役員等が就任するものであること。この場合、これらの者は原則として修業年限の期間は理事長又は理事の職にあること。
- イ 既に借用した状態で運営している教育施設を運営する者が個人である場合には、設立しようとする学校法人の理事長には、当該教育施設を運営する者が就任し、原則として修業年限の期間は理事長の職にあること。
- (5) 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、学生納付金、寄附金、資産運用収入その他の確実な計画による資金をもって充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。

4 その他

- (1) その設置する専修学校又は各種学校の総定員は、各学校ごとに、原則として80人以上であり、当該定員を充足できる確実な見込みがあること。この場合、「総定員」とは、学則で定める収容定員のうち同時に収容する生徒等の収容定員の合計とする。
- (2) 学校の経営が営利企業的でないこと。この場合「営利企業的でない」とは、公益法人として適当な経理及び運営が行われ、営利的な仕組みとなっていないことをいい、少なくとも、次の要件をみたしていることを要するものとする。
- ア 当該法人が生徒等から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与、研究費及び共済組合等の掛金、生徒等諸費（支給教材費及びこれに関連する費用、支給奨学金及びこれに類する費用、生徒等の保健費及び福利厚生費並びに生徒等の娯楽運動に要する費用をいう。）並びに教育用備品費（図書費、教具費及び校具費をいう。）の総額のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。
- イ 財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。以下同じ。）その他の金品の合計額は、当該法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額額の3倍（特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が2人以上の場合は4倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。
- ウ 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬（給与に準ずるものに限る。）を受けないこと。
- エ 学校の施設には教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産の寄附者並びにその配偶者及び3親等以内の親族が住居その他の用に供しているもの等）が含ま

れていないこと。

- (3) 準学校法人の事務を処理するため、その設置する専修学校又は各種学校の規模に応じた適切な事務組織が設けられていなければならないこと。
- (4) 専修学校を設置しようとする場合には「埼玉県私立専修学校設置認可に係る審査基準」を、各種学校を設置しようとする場合には「埼玉県私立各種学校設置認可に係る審査基準」を満たすものであること。

第2 準学校法人が専修学校又は各種学校を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

1 立地条件について

立地条件については、第1の1を準用すること。

2 施設及び設備について

- (1) 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入を収納していること。なお、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金など、設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。
- (2) 施設及び設備に係るその他の事項については、第1の2を準用すること。

3 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第1の3を準用すること。この場合において、「準学校法人の設立時までには保有することが確実な状態にあること」は「申請時において保有すること」と読み替えるものとする。

4 既設校等について

- (1) 従来設置している専修学校又は各種学校（以下「既設の専修・各種学校」という。）の施設及び設備は、専修学校設置基準、各種学校規程等の定める基準に適合していること。
- (2) 既設の専修・各種学校の在籍する生徒等の数が原則として収容定員の1.5倍未満でなければならないこと。
- (3) 既設の専修・各種学校のうち完成年度を超えていないものがある場合、当該未完成の専修学校又は各種学校の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。
- (4) 従来設置している学校のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。具体的には、総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が2分の1以下であり、かつ、従来設置している学校のための負債に係る償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の帰属収入の20パーセントを上回らないものであり、適正と認められるものでなければならないこと。
- (5) 専修学校又は各種学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実が無いこと。例えば、次の事項に留意すること。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私学振興財団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払を含む。）又は公租公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付の状況

5 その他

第1の4を準用すること。

第3 準学校法人が専修学校又は各種学校の課程を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

準学校法人が専修学校又は各種学校の課程を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、第2に準じて審査する。ただし、当該課程の設置が専修学校又は各種学校の教育条件の向上又は準学校法人の運営のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が、準学校法人にとって過大な負担とならないものと認められるときは、基準の適用に当たり特別の配慮をするものとする。

第4 外国人学校を設置する準学校法人の寄附行為認可の特例

外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校設置認可審査基準（以下「外国人学校審査基準」という。）に基づく外国人学校の設置に係る準学校法人寄附行為認可もしくは寄附行為変更認可の場合にあっては、第1の2(1)、3(2)、4(1)、及び第2の2(2)については、外国人学校審査基準の規定によるものとする。

附 則

この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和8年4月1日から施行する。

埼玉県私立専修学校設置認可に係る審査及び手続に関する基準

埼玉県所轄の私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置認可については、法令の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

第1 総 則

1 設置者

専修学校の設置者は、原則として学校法人（私立学校法第152条第5項に規定する法人を含む。以下同じ。）とする。

2 名 称

専修学校の名称は、県内の既存の認可学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

第2 施設及び設備、編制等

1 校地・校舎等

(1) 専修学校設置基準(昭和51年1月10日文部省令第2号。以下「基準」という。)第45条に規定する校地等（以下「校地」という。）及び基準第46条に規定する校舎等（以下「校舎」という。）は、原則として自己所有であるものとする。

(2) 前項の規定に関わらず、長期にわたり安定して使用できる条件を具備し、かつ、教育に支障を生ずるおそれがないことが确实と認められる場合には、全部又は一部を借用にすることができる。

(3) 前項の場合においては、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、かつ、それを登記しなければならない。ただし、登記することのできない特別の事情がある場合には、公正証書による契約とすることができる。

(4) 校地及び校舎は、原則として負担付き（担保に供されている等。以下同じ。）でないものとする。ただし、以下のアからウの条件を全て満たすときは、抵当権を設定することができる。

ア 専修学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。

イ 日本私立学校振興・共済事業団及び确实な金融機関等が行う貸付けによる担保であること。

ウ 前号の担保に関する適正かつ実行可能な償還計画があること。

(5) 校舎が区分所有である場合は、下記のすべての条件を満たしていなければならない。

ア 当該建築物に、教育上ふさわしくない施設等が設置されていないこと。

イ 原則として各階ごとに専有し、学校としての独立性を確保していること。

ウ 災害時の避難路の確保、不審者の進入防止対策がなされるなど生徒又は学生（以下、「生徒等」という。）の安全が確保されていること。

エ 校舎部分が、建築基準法上の学校用途になっていること。

オ その他教育上支障を来す恐れがないこと。

(6) 校舎には、図書室及び保健室を設けるものとする。

(7) 校舎は、同一敷地内で設置することを原則とする。ただし、市街化区域内で、

以下のアからウの条件を全て満たし、生徒等への教育の提供が安全かつ確実に実施されるときは、同一敷地内になく互いに離れた校舎であっても、設置することができる。

ア 各々の校舎間の距離が道のりで互いに概ね500メートル以内であること。

イ 交通状況などを踏まえ、校舎間の移動の安全が確保されていること。

ウ 全ての校舎について一体的な管理が可能であること。

なお、基準第33条により校舎から遠く隔たった場所に通信制学科の面接による指導を行うため設置する施設（以下「サテライト施設」という。）であり、昼間学科及び夜間等学科の校舎として利用しない場合については、この限りではない。

- (8) 講義室の数は、同時に授業を行う学級数と同数を確保するものとする。ただし、講義室と同様の機能を有する実習室等は、教育上支障がないと認められる場合に限り、講義室として扱って差し支えないものとする。
- (9) 講義室の面積は、生徒等1人当たり1.32㎡以上を確保するものとする。
- (10) 便所は、男子用にあつては、50人につき大便器1，小便器2以上、女子用にあつては30人につき大便器1以上を設けることとする。

2 教 員

- (1) 基準別表第一の備考三イに規定する昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合に増員する教員数は、基準別表第一で算定した数に、夜間等学科の総授業時数を昼間学科の総授業時数で除した数を乗じて得た数以上とする。（一未満は切り上げる。）
- (2) 通信制の学科に基幹教員を配置する。

3 生徒等の数

- (1) 総定員は、原則として80人以上とする。
- (2) 課程ごとの同時に授業を受ける総定員は、基準第2条第1項の目的に応じた分野ごとに40人以上とする。

4 通信制の学科に係る組織・体制

- (1) 通信制の学科に教育活動に関する責任者を配置すること。
- (2) サテライト施設を設置する場合には、当該施設利用時において、常駐する教育上及び施設管理上の責任者を配置すること。

5 資 金

当該専修学校に必要な施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）及びその他の経費は、「埼玉県準学校法人の寄附行為認可及び寄附行為変更認可に係る審査基準」によるものとする。

6 飲料水

専修学校において使用する飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

7 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものでなければならない。

第3 設置認可の手続

1 設置計画概要書の提出

- (1) 専修学校を設置しようとする者(以下「設置予定者」という。)は、所定の設置計画概要書に必要書類を添付して知事に提出し、当該設置計画に対する知事の意見を聴かなければならない。
- (2) 知事は、(1)により提出された設置計画概要書等の内容を審査し、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上、その結果を設置予定者に通知するものとする。
- (3) 校舎等の施設の建設工事及び生徒等の募集活動は、(2)の規定による通知があった後でなければ着手してはならない。
- (4) 設置計画概要書等の提出は、原則として設置年度の前々年度の末日までに行わなければならない。

2 設置認可申請

- (1) 設置予定者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第130条第1項の規定に基づき、所定の設置認可申請書に必要書類を添付して、原則として施設が完成したときにおいて知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、提出された設置認可申請書等の内容について、設置計画との整合性を審査する。
- (3) 知事は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上、適当であると認めるときは設置予定者に対し認可する旨を通知するものとする。

3 その他

- (1) 設置予定者が学校法人を設立しようとする者であるときは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第6項において準用する同法第23条の規定に基づく所定の寄附行為認可申請書を、前項の設置認可申請書とともに知事に提出しなければならない。
- (2) 設置予定者が埼玉県所轄の準学校法人である場合には、私立学校法第152条第6項において準用する同法第108条の規定に基づく所定の寄附行為変更認可申請書を、前項の設置認可申請書とともに知事に提出しなければならない。
- (3) 設置予定者が(2)以外の学校法人である場合には、私立学校法第108条の規定に基づく所定の寄附行為変更認可申請書を所轄庁に提出しなければならない。
- (4) その他必要な事項は、別途要領で定める。

附 則

この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年6月2日から施行する。
- 2 令和6年度までに行おうとする専修学校の設置の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 3 現に設置されている専修学校について、改正後の第2の2（1）（教員の数）の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする高等課程、専門課程若しくは一般課程の設置若しくは専修学校の目的の変更の認可の申請又は学科の設置に係る学則の変更若しくは分校の設置の届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る専修学校については、この改正後の基準の規定を適用する。

附 則

この基準は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

埼玉県私立各種学校設置認可に係る審査及び手続に関する基準

埼玉県所轄の私立各種学校（外国人児童・生徒を対象とする教育施設を除く。以下「各種学校」という。）の設置認可について、法令の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

第1 総 則

1 設置者

各種学校の設置者は、原則として学校法人（私立学校法第152条第5項に規定する法人を含む。以下同じ。）とする。

2 名 称

各種学校の名称は、県内の既存の認可学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

第2 施設及び設備、編制等

1 校地・校舎等

- (1) 各種学校規程(昭和31年12月15日文部省令第31号。以下「規程」という。)第9条第2項に規定する校地（以下「校地」という。）及び校舎（以下「校舎」という。）は、原則として自己所有であるものとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、長期にわたり安定して使用できる条件を具備し、かつ、教育に支障を生ずるおそれがないことが確実に認められる場合には、全部又は一部を借用にすることができる。
- (3) 前項の場合においては、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、かつ、それを登記しなければならない。ただし、登記することのできない特別の事情がある場合には、公正証書による契約とすることができる。
- (4) 校地及び校舎は、原則として負担付き（担保に供されている等。以下同じ。）でないものとする。ただし、以下のアからウの条件を全て満たすときは、抵当権を設定することができる。
 - ア 各種学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
 - イ 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付けによる担保であること。
 - ウ 前号の担保に関する適正かつ実行可能な償還計画があること。
- (5) 校舎が区分所有である場合は、下記のすべての条件を満たしていなければならない。
 - ア 当該建築物に、教育上ふさわしくない施設等が設置されていないこと。
 - イ 原則として各階ごとに専有し、学校としての独立性を確保していること。
 - ウ 災害時の避難路の確保、不審者の進入防止対策がなされるなど生徒の安全が確保されていること。
 - エ 校舎部分が、建築基準法上の学校用途になっていること。
 - オ その他教育上支障を来す恐れがないこと。
- (6) 校舎には、教室、職員室、事務室、休養室、便所及びその他学校の種類に応じた必要な施設を設けるものとする。

- (7) 校舎は、同一敷地内で設置することを原則とする。ただし、市街化区域内で、以下のアからウの条件を全て満たし、生徒への教育の提供が安全かつ確実に実施されるときは、同一敷地内になく互いに離れた校舎であっても、設置することができる。
- ア 各々の校舎間の距離が道のりで互いに概ね500メートル以内であること。
- イ 交通状況などを踏まえ、校舎間の移動の安全が確保されていること。
- ウ 全ての校舎について一体的な管理が可能であること。
- (8) 教室の数は、同時に授業を行う学級数と同数を確保するものとする。
- (9) 教室の面積は、生徒1人当たり1.32㎡以上を確保するものとする。
- (10) 便所は、男子用にあつては、50人につき大便器1，小便器2以上、女子用にあつては30人につき大便器1以上を設けることとする。

2 教 員

規程第8条第1項に規定する課程及び生徒数に応ずる必要な教員の数は、特殊な教科を除き生徒40人を超えるごとに1人を増加するものとし、教員の半数以上は専任とする。

3 生徒数

生徒総定員は、原則として80人以上とする。

4 資 金

当該各種学校に必要な施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）及びその他の経費は、「埼玉県準学校法人の寄附行為認可及び寄附行為変更認可に係る審査基準」によるものとする。

5 飲料水

各種学校において使用する飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

6 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものでなければならない。

第3 設置認可の手続

1 設置計画概要書の提出

- (1) 各種学校を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、所定の設置計画概要書に必要書類を添付して知事に提出し、当該設置計画に対する知事の意見を聴かなければならない。
- (2) 知事は、(1)により提出された設置計画概要書等の内容を審査し、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上、その結果を設置予定者に通知するものとする。
- (3) 校舎等の施設の建設工事及び生徒募集活動は、(2)の規定による通知があった後でなければ着手してはならない。

- (4) 設置計画概要書等の提出は、原則として設置年度の前々年度の末日までに行わなければならない。

2 設置認可申請

- (1) 設置予定者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、所定の設置認可申請書に必要書類を添付して、原則として施設が完成したときにおいて知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、提出された設置認可申請書等の内容について、設置計画との整合性を審査する。
- (3) 知事は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上、適当であると認めるときは設置予定者に対し認可する旨を通知するものとする。

3 その他

- (1) 設置予定者が学校法人を設立しようとする者であるときは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第6項において準用する同法第23条の規定に基づく所定の寄附行為認可申請書を、前項の設置認可申請書とともに知事に提出しなければならない。
- (2) 設置予定者が埼玉県所轄の準学校法人である場合には、私立学校法第152条第6項において準用する同法第108条の規定に基づく所定の寄附行為変更認可申請書を、前項の設置認可申請書とともに知事に提出しなければならない。
- (3) 設置予定者が(2)以外の学校法人である場合には、私立学校法第108条の規定に基づく所定の寄附行為変更認可申請書を所轄庁に提出しなければならない。
- (4) その他必要な事項は、別途要領で定める。

附 則

- 1 この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 埼玉県各種学校規程(内規)(昭和33年4月1日施行)は、平成6年9月30日をもって廃止する。
- ただし、平成6年9月30日以前に各種学校の設置計画概要書が提出されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この審査基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

学事第 1 7 7 3 号

令和 3 年 3 月 2 4 日

県内私立専修・各種学校設置者 様

県内私立専修・各種学校長 様

埼玉県総務部学事課長 大久保 修次

（公印省略）

令和 3 年度以降の認可・届出等に係る押印の廃止及び申請の電子化について（通知）

本県の私立学校行政については、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、行政のデジタル化推進のため、申請手続の電子化や押印の見直しを進めております。

については、令和 3 年度以降、『私立学校事務の手引〔専修・各種学校編〕（以下、手引き）』に示された認可・届出・証明等の各種手続（以下、認可・届出等）の取扱いを以下のとおりとしますので、御対応の程よろしくお願いいたします。

御不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

記

1 代表者印の押印の廃止等について

認可・届出等の提出書類については、以下のとおりとします。

- ・各様式における代表者印の押印廃止
- ・原本証明の廃止
- ・誓約書・宣誓書における代表者印の押印廃止
- ・誓約書への押印廃止に伴う印鑑証明書の提出の廃止
- ・副本の提出の廃止

2 申請の電子化に伴う手続きの変更

認可・届出等に係る書類の提出は、令和 3 年度以降原則メールによることとします。

- ・提出先：a2550-11@pref.saitama.lg.jp（認可・届出等専用アドレス**※厳守**）

※平時使用しているアドレス（a2550-04）とは異なりますので、御注意ください。

※提出の際は、必ず各校の代表メール（学事課に申し出ている普段通知等を受け取っているアドレス）により送信ください。

3 留意事項

- （１） 事前相談が必要な手続きについては、必ず従来通り事前相談の後に書類を提出してください。
- （２） 議事録や就任承諾書等の署名・押印のある書類は、PDF形式により提出してください。
- （３） 容量が５メガバイト以上になる場合や、添付ファイルが１０個以上になる場合は、従来通り郵送により御提出ください。
- （４） 副本の提出廃止に伴い、副本の返送も行わないこととなりますので、今後は、受理した旨をメールにより連絡する形で代替します。

担 当 専修各種学校担当

電 話 ０４８－８３０－２５６２

学 事 第 3 0 0 号
令 和 3 年 6 月 9 日

各学校法人理事長 }
各準学校法人理事長 } 様

埼玉県総務部学事課長 松澤 純一（公印省略）

学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請における
押印の廃止等について（通知）

本県の私学行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省から、令和3年6月1日付け事務連絡で標記の件について周知依頼がありましたのでお知らせします。

今後、同制度の申請を行う場合は、下記のとおり御対応をお願いいたします。

また、申請様式を別添のとおり更新しましたので、修正後の様式を御活用ください。

今後とも、本制度を活用した寄附金の募集を行う等により、引き続き経営基盤の強化に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 かがみ文書について

代表者の押印は不要とすること。

2 寄附者名簿について

- (1) 各年度それぞれの役員一覧を記載すること。
- (2) 件数のカウントができないケースの場合は、備考欄にその旨を記載すること。

3 様式一覧

- (別紙1) 税額控除に係る証明申請書 (様式)
- (別紙2) 寄附者名簿 (要件1) (様式)
- (別紙3) 寄附者名簿 (要件2) (様式)
- (別紙4) 絶対値要件 (要件1) チェック表 (様式)
- (別紙5) 相対値要件 (要件2) チェック表 (様式)

(別紙6) 寄附者に関する事項

(別紙7) 支出した寄附金に関する事項

(別紙8) 寄附金を充当する予定の事業内容等

(参考1) 令和3年6月1日付け文部科学省事務連絡

(参考2) 学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明～申請の手引き～

(参考3) 税額控除に係る証明申請チェック項目

4 様式等の変更点

- ・ 別紙1～5 …押印の廃止、レイアウト等の修正
- ・ 別紙2及び3…「役員名簿」の様式を追加
- ・ 〃 …「寄附者区分」の項目を追加

本件に関する問い合わせ先

高等学校担当 電話 048-830-2558

幼稚園担当 電話 048-830-2560

専修各種学校担当 電話 048-830-2562

学 事 第 4 6 0 号
令和 6 年 7 月 2 3 日

各学校法人理事長
各私立小・中・中等教育・高等・特別支援学校長
各私立幼稚園設置者
各私立幼保連携型認定こども園設置者
各私立専修・各種学校設置者
各私立専修・各種学校長

様

埼玉県総務部学事課長 渡邊 和貴
(公印省略)

寄附行為（変更）認可書等への公印の押印廃止について（通知）

本県の私立学校行政については、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、行政のデジタル化推進のため、申請手続きの電子化や押印の見直しを進めておりますが、このたび、令和 6 年 7 月 2 4 日以降に発出する下記の文書について、原則として押印を行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、このことについては、法務省民事局と調整済みであることを申し添えます。

記

1 公印の押印を廃止する文書

私立学校法の定めにより県が交付する認可書

（寄附行為（変更）認可、学校法人解散認可、合併認可、組織変更認可等）

2 留意事項

（1）上記認可書の今後の交付方法

原則として、認可書の電子データ（PDF 形式）をメールで送付します。

認可事項について登記申請を行う際は、受信した電子データを印刷の上、管轄の登記所へ御提出ください。

（2）電子署名等

認可書の電子データへの電子署名は行いません。このため、登記所への登記申請をオンラインで行う場合、認可書を印刷の上、登記所へ送付いただく必要がございますので御注意ください。

高等学校担当

電話 048-830-2558

幼稚園担当

電話 048-830-2560

専修・各種学校担当

電話 048-830-2562

告 示

埼玉県告示第二百四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和七年度以後の各年度の同項に規定する計算書類及びその附属明細書（以下これらを「計算書類等」という。）について受ける公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

なお、昭和五十三年埼玉県告示第九百六十七号（私立学校振興助成法第十四条第三項の規定に基づく監査事項について）は、令和六年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書への適用をもって廃止する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って会計処理が行われているかどうか。

二 学校法人会計基準の定めるところに従って計算書類等が作成されているかどうか。

告 示

埼玉県告示第二百五号

私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条第四号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行し、令和七年度に係る私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書とともに提出する書類から適用する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告